

質 疑 応 答 書 (1)

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

質問事項	整理番号 回 答 (仙台市ガス局記入欄)
1 今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておられますでしょうか。	融雪電力の契約は含まれておりません。
2 融雪設備等は設置されていますか。	融雪設備等の設置はありません。
3 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書『10入札及び開札方法等(9)ウ』に記載のとおりです。
4 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。 (力率割引を考慮する)	入札金額積算内訳書は、力率100%での割引係数0.85で算定してください。
5 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力量料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札説明書『10入札及び開札方法等(9)イ』に記載のとおりです。
6 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A:基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B:電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C:燃料費等調整(燃料費調整単価十市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D:再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計=各月A～D合算(小数点以下切捨て)	入札金額積算内訳書のとおりです。 「C:燃料費等調整」、「D:再エネ賦課金」及び「E:月額合計」は、入札説明書『10入札及び開札方法等(12)及び(13)』に記載のとおりです。
7 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
8 弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	電子請求書での対応は可能です。
9 お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。 (Webからダウンロード)	請求書及び検針結果の確認方法及びダウンロード対応については問題ありません。 なお、請求書は①請求者（請求者の所在地・会社名・代表者職氏名）・②請求先（請求先是仙台市ガス事業管理者）・③請求の内容(件名)・④請求金額(インボイス対応)・⑤請求年月日・⑥振込先口座・⑦適格請求書発行事業者登録番号が記載されている適格請求書であり、PDFなど発注者のPC環境下で印刷できることが必要です。
10 ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	請求書に押印及び担当者の記載は必要ありませんが、発注者に請求書などに関する問い合わせ先をお知らせください。
11 発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますますがご了承いただけますでしょうか。	税込み請求額記載で構いませんが、インボイスの要件を満たす請求書とします。

質 疑 応 答 書 (1)

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

質問事項	整理番号 回 答 (仙台市ガス局記入欄)
12 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）別紙明細書記載のとおりです。
13 【紙請求書による特別対応について】 ①押印必須の場合 ②押印必須又は請求担当者・責任者等の記載により押印省略可とされる場合 上記に該当する需要家様につきまして、弊社では電子請求書での対応ができません。よって特別処置として、押印した紙請求書を郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご了承いただけますでしょうか。	電子請求書による対応が可能です。
14 請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）第11条のとおりとします。
15 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	需要場所は1つの施設です。
16 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となることが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
17 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	応札額の変更はできません。契約後の変更は電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。
18 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更予定はありません。
19 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますですがご了承いただけますでしょうか。	通常はないものと想定しておりますが、質問のとおり契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過し、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合は、落札者と契約電力の変更について協議させていただきます。
20 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：○○kW 最大需要電力実績：2024年1月○○kW	仕様書「4 添付資料(5)」のとおりです。

質 疑 応 答 書 ①

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

質問事項	整理番号 0 7 E 0 0 2
21 上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書記載の契約電力です。
22 契約書締結までの10日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	落札者が押印した契約書が、当局に到着するまでの期間になります。
23 施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	ありません。
24 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	ありません。
25 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	緊急工事等発生する場合がありますので、電力需給給契約書(案)第20条に基づき協議します。
26 開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	郵送による入札者が落札者となった場合は、開札日当日に電話にて連絡します。 落札公告は、落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに掲載します。また、開札日以降、入札参加者からの電話問い合わせに対応します。

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ガス局ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書 ②

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ガス局ホームページに掲載します。

質疑応答書 ③

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ガス局ホームページに掲載します。

質疑応答書 ④

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ガス局ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書 (5)

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

質 問 事 項	整理番号 回 答 (仙台市ガス局記入欄)
1 ご提示いただいた入札金額積算内訳書が時間帯別のメニュー・プランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。 弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	電力需給契約書(案) 第7条のとおりとします。
2 ※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ・あるいは現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	不可とします。電力需給契約書(案) 第6条のとおりとします。 なお、燃料費等調整については、電力需給契約書(案) 第9条のとおりです。
3 旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	電力需給契約書(案) 第9条のとおりとします。
4 入札書と入札金額積算内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でざらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	割り印、ホチキス止め、袋とじ、書類を重ねた状態でざらして押印する必要はありません。
5 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願ひします。	請求書の確認方法及びダウンロード対応については了承します。 なお、請求書は①請求者(請求者の所在地・会社名・代表者職氏名)・②請求先(請求先是仙台市ガス事業管理者)・③請求の内容(件名)・④請求金額(インボイス対応)・⑤請求年月日・⑥振込先口座・⑦適格請求書発行事業者登録番号が記載されている適格請求書であり、PDFなど発注者のPC環境下で印刷できることが必要です。
6 銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。	了承します。
7 今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	銀行振込です。
8 SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	丸紅新電力株式会社様です。
9 計量日は毎月1日でしょうか。	電力需給契約書(案) 第5条のとおり「毎月末日の24時」です。
10 契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなります 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書『12落札者の決定方法等(4)』及び『16契約書の作成(1)』に記載のとおりです。

質 疑 応 答 書 (5)

件名 仙台市ガス局港工場電力需給

質問事項	整理番号 回 答 (仙台市ガス局記入欄)
11 第2条 (権利義務の譲渡等の禁止) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 この後に→ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	契約書への追記は認めません。
12 第11条 (料金の支払) 記載では「通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途（もしくは16日+3営業日後を目途）に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量→通知→請求 実情： 計量→請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
13 第20条 (附則) 定めのない事項に付き協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	契約書への追記は認めません。
14 第〇条 (違約金・・・) 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、別紙明細書に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、別紙明細書に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』	契約書への追記は認めません。
15 契約期間中、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。	電力需給契約書（案）第10条に基づき協議いたします。

注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ガス局ホームページに掲載します。